

審議会の委員任命等手続の見直し状況について

第27回産業構造審議会総会（2020年9月9日）でのご指摘を踏まえて、委員視点でのUXを改善することを目標に、経済産業省内の審議会等への委員任命等手続（任命手続、債主登録、経費申請等をいう。以下同じ。）の見直しを進めてきた。

具体的には、政府全体の書類の簡素化・押印見直し等の方針も踏まえつつ、①委員任命等手続における押印の不要化、②委員任命等手続において必要な提出書類の省内共有（委員にとってのワンスオンリー化）を進めているところ、実施・検討状況を下記の通りご報告する。

<①委員任命等手続における押印の不要化等>

(1) 委員任命手続に必要な書類の簡素化・押印の不要化

<委員にご用意頂く書類>

- 就任・指名承諾書
→内規を改正し、委員ご本人からのメール返信での承諾を可能にした。
- 履歴書
→様式を改正し、押印を不要にした。
- 債主登録依頼票
→様式を改正し、押印を不要にした。

<経産省が発出する書類>

- 所属長への許可依頼
→内規を改正し、原則公印省略とした。
- 就任依頼書
→内規を改正し、原則公印省略とした。

(2) 日程調整

- 外部向けアンケートシステムの日程調整への活用を働きかけ。

＜②必要な提出書類の省内共有（委員にとってのワンスオンリー化）＞

現在は任命手続きにあたり、都度、委員等に対して必要書類を問い合わせているところ、必要書類の省内共有（委員にとってのワンスオンリー化）を実現する。

- **職員による債主登録依頼票の提出状況の確認**
→委員の債主登録の有無をシステムで確認することを働きかけ。
- **審議会の兼職状況の確認**
→省内の審議会の委員名簿を共有するポータルサイトを開設済み。
- **履歴書の共有**
→審議会ごとに履歴書のフォーマットが異なっている現状を踏まえ、委員による履歴書作成の手間を簡素化するため、省内の履歴書フォーマットを共通化する。
そのうえで、委員の同意を前提に、省内の審議会間で履歴書を共有できる仕組みを検討中。
- **謝金や交通費の要否の確認**
→謝金や交通費の要否を確認することによる職員・委員双方の手間を減らすため、今後、謝金や交通費の要否を記載する欄を、上記の履歴書フォーマットに予め設ける方針。